

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	1-2-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	209,138(千円)		全体事業費		209,138(千円)	
	317,517(千円)				317,517(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。						
事業概要						
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月入居、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。						
＜事業の位置づけ＞						
【浪江町復興計画（第一次）】						
6. ふるさとを再生していくための取組み						
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備						
(2) 生活環境の整備、市街地の再生						
○町内復興公営住宅の早期設置						
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます						
【浪江町復興まちづくり計画】						
Ⅲ 復興まちづくり方針						
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）						
(5) 住宅の確保						
③復興公営住宅の整備による住宅の確保						
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します						
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである						
当面の事業概要						
＜平成 29 年度～令和 2 年度＞						
家賃の低廉化に要する費用の補助						
平成 29 年度 17,526 千円（対象戸数：19 戸/総戸数：22 戸）						
平成 30 年度 92,751 千円（対象戸数：74 戸/総戸数：85 戸）						
令和元年度分 98,861 千円（対象戸数：79 戸/総戸数：85 戸）						
令和 2 年度分 108,379 千円（対象戸数：95 戸 内訳：幾世橋住宅団地 A 21 戸・幾世橋住宅団地 B 59 戸・請戸住宅団地 15 戸/総戸数：111 戸）						

地域の帰還環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	1-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	28,858（千円）		全体事業費	28,858（千円）	
	44,570（千円）			44,570（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月入居、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。</p> <p>&lt;事業の位置づけ&gt;</p> <p>【浪江町復興計画（第一次）】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度～令和 2 年度&gt;</p> <p>家賃の低減に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 2,353 千円（対象戸数：14 戸/総戸数 22 戸）</p> <p>平成 30 年度 12,385 千円（対象戸数：59 戸/総戸数 85 戸）</p> <p>令和元年度分 14,120 千円（対象戸数：67 戸/総戸数 85 戸）</p> <p>令和 2 年度分 15,712 千円（対象戸数：82 戸 内訳：幾世橋住宅団地 A 18 戸・幾世橋住宅団地 B 50 戸・請戸住宅団地 14 戸/総戸数 111 戸）</p>					

<b>地域の帰還環境整備との関係</b>
----------------------

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。
---

<b>関連する事業の概要</b>
------------------

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<b>関連する基幹事業</b>
-----------------

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

<b>基幹事業との関連性</b>
------------------

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-6-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		61,623（千円） 88,191（千円）	全体事業費	64,273（千円） 90,841（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成 29 年 9 月 11 日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。</p> <p>&lt;事業の位置づけ&gt;</p> <p>【浪江町復興計画（第一次）】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）平成 30 年 1 月 18 日</p> <p>浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から 3,092 千円(国費 2,319 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 5,178 千円(国費 4,530 千円)から 7,828 千円(国費 6,849 千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度～令和 2 年度&gt;</p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 5,178 千円（対象戸数：36 戸/総戸数 80 戸） 7,828 千円（事業間流用後）</p> <p>平成 30 年度 29,040 千円（対象戸数：66 戸/総戸数 80 戸）</p>					

令和元年度 27,405 千円 (対象戸数 : 65 戸/総戸数 80 戸) 令和2年度分 26,568 千円 (対象戸数 64 戸/総戸数 80 戸)	
<b>地域の帰還環境整備との関係</b>	
当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生が促進されるものである。	
<b>関連する事業の概要</b>	
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
<b>関連する基幹事業</b>	
事業番号	
事業名	
交付団体	
<b>基幹事業との関連性</b>	